

第 10 期計画における事業の記載について（案）

資料 4

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (10 期) 案	備 考
2	イ フレイルチェックの取組み 高齢者自身が、心身が衰えやすい生活についての認識をもち、予防対策がとれるように啓発します。地域で行われるフレイルチェックの測定会等を通して、フレイルの兆候に気づき、主体的にフレイル状態の改善に向けて取り組めるよう支援していきます。 <u>広報誌による周知だけでなく、地域の集い等へ出向くなど周知方法を工夫していきます。</u>	イ フレイルチェックの取組み 高齢者自身が、心身が衰えやすい生活についての認識をもち、予防対策がとれるように啓発します。地域で行われるフレイルチェック測定会等を通して、フレイルの兆候に気づき、主体的にフレイル状態の改善に向けて取り組めるよう支援していきます。 <u>フレイルサポーターとともに、内容の充実を図ります。</u>	9期 p66
7	イ ウォーキング教室 <u>ノルディックウォーキングなど、実施種目やプログラムを工夫し元気な方から体力に不安のある方まで幅広く参加していただけるよう、</u> 運動のきっかけづくりと仲間づくりを目指して教室を実施します。	イ ウォーキング教室 <u>元気な方から体力に不安のある方まで幅広く参加していただけるノルディックウォーキングに取組み、</u> 運動のきっかけづくりと仲間づくりを目指して教室を実施します。	9期 p69
17	イ 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築 要介護（支援）者に対しては、要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に取組み、また自立と生活の質の向上を目指して、 <u>地域の現状把握に基づいたリハビリテーションサービスを計画的に提供できるよう、医師会はじめ関係機関と連携し、体制構築の検討をすすめます。</u>	イ 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築 要介護（支援）者に対しては、要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に取組み、また自立と生活の質の向上を目指して、 <u>短期集中型サービス C の拡充を進めます。</u>	9期 p74

施策通し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (10 期) 案	備 考
19	エ リハビリテーション専門職等による自立支援に向けた取組みの強化 要支援者や事業対象者等が、自立に向けた取組みができるよう、リハビリテーション専門職や栄養士等の専門職、地域包括支援センター、ケアマネジャーで自立支援に向けた_____考え方の共有を進め、今後も連携を強化していきます。特に 介護予防への取組みが必要と考えられる方については、リハビリテーション専門職が訪問等を通じて対象者のアセスメント段階から支援し、機能の維持向上を目指します。	エ リハビリテーション専門職等による自立支援に向けた取組みの強化 要支援者や事業対象者等が、自立に向けた取組みができるよう、リハビリテーション専門職や栄養士等の専門職、地域包括支援センター、ケアマネジャーで自立支援に向けた<u>リエイブルメントの考え方の共有を進めるとともに、こうした観点からリハビリテーションの実践を行うための体制の構築を進めます。</u> 介護予防への取組みが必要と考えられる方については、リハビリテーション専門職が訪問等を通じて対象者のアセスメント段階から支援し、機能の維持向上を目指します。	9期 p75
21	イ 多様な主体による多様なサービスの展開 高齢者を含めた幅広い世代の市民、NPO 法人、ボランティア、事業者など、様々な人や団体の活動を支援し、活動できる機会を増やすことで、高齢者に対するサービスの充実を目指します。 <u>また、多様なサービス(例：移動販売、共同送迎など)の創出に向けて生活支援体制整備事業とも連携し、生活支援コーディネーターを中心に、今後の資源開発やニーズと取組みとのマッチングに向けた体制を強化していきます。</u>	イ 多様な主体による多様なサービスの展開 高齢者を含めた幅広い世代の市民、NPO 法人、ボランティア、事業者など、様々な人や団体の活動を支援し、活動できる機会を増やすことで、高齢者に対するサービスの充実を目指します。 <u>地域お助け隊実施団体を募集し、実施団体に対して補助金を交付します。また、一定規模の既存団体にも働きかけを行いながら、実施団体の充実、確保に努めます。</u>	9期 p77
なし (25 ～28 記載を 変えず にこの 部分の	① 地域包括支援センター機能の充実 本市の地域包括支援センターは、平成 26 年度から「高齢者あんしん相談センター」という愛称を使用しており、様々な相談対応や事業を行いながら、地域の方々や関係者とともにネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの充実に向けて取り組んでいます。 専門職のチームとして、様々な視点からきめ細やかな支	① 地域包括支援センター機能の充実 本市の地域包括支援センターは、平成 26 年度から「高齢者あんしん相談センター」という愛称を使用しており、様々な相談対応や事業を行いながら、地域の方々や関係者とともにネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの充実に向けて取り組んでいます。 <u>既存センターの人員体制の強化または新たなセンターの</u>	9期 p80

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (10 期) 案	備 考
変更)	援が行えるよう努めるとともに、機能の充実を図っていきます。 また、速やかな相談につながるよう、市民に対して地域包括支援センターの周知を積極的に行い、認知率の向上にも努めていきます。	増設を行うことで、安定的な相談支援等のサービスを提供するとともに、職員の定着率を維持向上する必要があります。現状の圏域を変更せず、後方支援型(基幹型または機能強化型)の新設を検討するとともに、既存の地域包括支援センターについても、人員体制の拡充を検討します。増員にあたっては、事務員を基本としつつ、課題解決に資する専門職の配置も検討します。	
34	ア 配食サービス事業 高齢者または身体障がい者のみの世帯で、調理が困難かつ安否確認が必要な_____方に対し、栄養バランスを考慮して調理された昼食を<u>届けています</u>。 病気や体力の低下などの理由から、<u>制度を利用する方が増加傾向にあります</u>。 <u>今後も利用者ニーズを把握し、事業内容の見直しを図りながら、必要な方がサービスを利用できるよう周知に努めます</u>。	ア 配食サービス事業 _____調理が困難かつ安否確認が必要な<u>要支援以上の介護認定を受けた方</u>に対し、栄養バランスを考慮して調理された昼食を<u>届けます</u>。 病気や体力の低下などの理由から、<u>配食のニーズは今後も増加すると考えられます</u>。 <u>令和8年度から市町村特別給付に移行し、利用できる事業者を増やすとともに、選択できる食事の種類も拡大しました</u>。 <u>基本チェックリストにより総合事業対象者になった方や介護保険認定結果待ちの方も利用できるよう対象者の拡充(保健福祉事業)や、事業者の拡充についても検討を行います</u>。 <u>また、適時物価の変動をみながら給付水準を維持できるように図っていきます</u>。	9期 p86

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (10 期) 案	備 考
35	キ 紙おむつ支給(家族介護用品給付)事業 紙おむつ支給事業は、一定の要件(市民税非課税世帯、一定の要介護度、常時失禁等)を満たす、紙おむつを使用しながら在宅で生活している高齢者に対し、毎月一定の紙おむつの支給を行う事業です。 <u>在宅で生活することを希望する方も多く、支給人数は年々増加しており、今後も対象者のさらなる増加が見込まれています。</u> <u>今後もこの事業を継続していくために、必要に応じ財源(市町村特別給付を含む)や事業内容の見直しを検討します。</u>	キ 紙おむつ支給(家族介護用品給付)事業 紙おむつ支給事業は、一定の要件(市民税非課税世帯、一定の要介護度、常時失禁等)を満たす、紙おむつを使用しながら在宅で生活している高齢者に対し、毎月一定の紙おむつの支給を行う事業です。 <u>令和6年度から市町村特別給付に移行し、月の現物支給の上限を 4,400 円、自己負担を支給金額 4,400 円までは 1 割・それを超えた分は全額負担としました。</u> <u>制度変更後の利用状況を確認し、紙おむつの種類や適切な給付額についても検討を行います。</u> <u>また、適時物価の変動をみながら給付水準を維持できるように図っていきます。</u>	9期 p88
46	イ 老人介護手当支給事業 保険料の段階が第1～3段階までに区分される市民税非課税世帯で、要介護3以上の認定を受けた65歳以上の高齢者を在宅で介護している同一世帯の家族に対し手当を支給しています。 <u>国の施策方針を考慮して他事業との統合など事業のあり方を検討しながら、</u> <u>必要に応じて見直しを図ります。</u>	イ 老人介護手当支給事業 <u>保険料段階</u>が第1～3段階までに区分される市民税非課税世帯で、要介護3以上の認定を受けた65歳以上の高齢者を在宅で介護している同一世帯の家族に対し手当を支給しています。 <u>本事業の費用効果等を検討し、</u> <u>必要に応じて見直しを図ります。</u>	9期 p92
56	⑤ 働きやすい環境づくりに資する取組み 介護サービス従事者が安心して働くことができるよう、利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等について相談できる窓口を設けるなど、介護サービス従事者の安全確保対策を講じていくとともに、<u>介護事業所における複数人での訪問における報酬整備に関して検討していきます。</u> また、介護事業所におけるセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを防止するため、市内の介護事業所に	⑤ 働きやすい環境づくりに資する取組み 介護サービス従事者が安心して働くことができるよう、利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等について相談できる窓口を設けるなど、介護サービス従事者の安全確保対策を講じていくとともに、<u>複数人での訪問時における補助金等に関して検討していきます。</u> また、介護事業所におけるセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを防止するため、市内の介護事業所に	9期 p121

施策通 し番号	変 更 前 (9 期)	変 更 後 (1 0 期) 案	備 考
	対し、必要な助言・指導を行っていきます。	対し、必要な助言・指導を行っていきます。	
57	① 生活支援コーディネーター活動の充実 生活支援コーディネーターは、地域における「なんとかしたい」の解決を伴走型支援でお手伝いします。 社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターは、町会や地域まちづくり協議会、地区社協、市民団体等の既存コミュニティの輪の中に入り、世間話や検討課題を共有しながら信頼関係を築くことで、地域課題や困りごとの把握を行い、すでにある地域資源の紹介や、新たな生活支援サービスの創設に向けた支援を行うなど、解決策を共に検討していきます。 また、地域包括支援センターごとに開催される地域ケア圏域会議等にも参加し、地域課題解決に向けて一緒に検討し、日常生活圏域ごとの現状把握にも取り組みます。	① 生活支援コーディネーター活動の充実 生活支援コーディネーターは、地域における「なんとかしたい」の解決を伴走型支援でお手伝いします。 生活支援コーディネーターは、町会や地域まちづくり協議会、地区社協、市民団体等の既存コミュニティの輪の中に入り、世間話や検討課題を共有しながら信頼関係を築くことで、地域課題や困りごとの把握を行い、すでにある地域資源の紹介や、新たな生活支援サービスの創設に向けた支援を行うなど、解決策を共に検討していきます。 また、地域包括支援センターごとに開催される地域ケア圏域会議等にも参加し、地域課題解決に向けて一緒に検討し、日常生活圏域ごとの現状把握にも取り組みます。 <u>第二層の生活支援コーディネーターのあり方については、先進的な取組の研究をしながら、地域の力が最大化できる方法を検討します。</u>	9期 p111